

全国で指定が進んでいます

毎年、全国各地で多数の土砂災害が発生しており、多くの人命が奪われています。また、平成26年の広島災害、平成29年の九州北部豪雨のように、過去にない集中豪雨が多発しています。

このように土砂災害は多発化・激甚化の傾向にあり、対策工事等のハード対策に併せて、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限等のソフト対策の充実が急がれます。

このため現在、全国の各都道府県で土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、特別警戒区域の調査・指定が進められています。

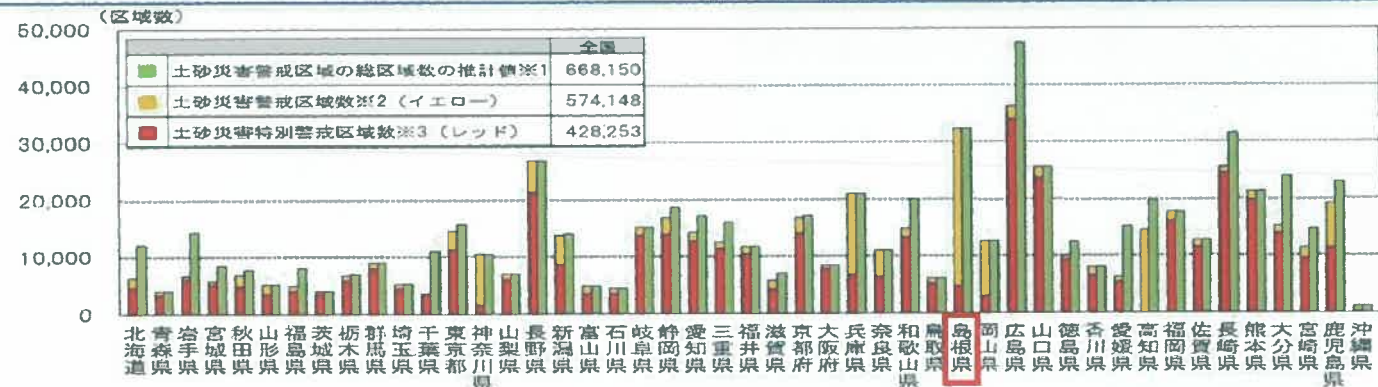
平成26年広島災害



土砂災害警戒区域等の指定状況 (平成31年3月末時点)

(平成31年3月末時点)

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定が完了した都道府県は、青森県・山梨県・福岡県・群馬県・栃木県・石川県・山形県・岐阜県・福井県・大阪府・山口県・長野県・茨城県・熊本県・鳥取県・佐賀県の16府県。
- 土砂災害警戒区域の指定が完了した都道府県は、島根県・奈良県・神奈川県のみ。



法律や指定に関するご質問は

土砂災害防止法や指定、指定に伴う規制等の問い合わせは、下記までご連絡をお願いします。

お問い合わせ先

島根県土木部砂防課総合土砂災害スタッフ TEL0852-22-6785・6261
 島根県益田県土整備事務所
 津和野事業所課 工務第一課 TEL0856-72-0543
 津和野町建設課建設係 TEL0856-74-0081

土砂災害防止法に基づく

土砂災害特別警戒区域の指定

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成13年4月1日施行)

土砂災害防止法とは

土砂災害防止法とは、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。現在、全国で土砂災害防止法に基づく区域の調査・指定が進められています。

区域の指定

土砂災害防止法では、土砂災害の3つの現象(急傾斜地の崩壊・土石流・地すべり)について、2種類の区域を指定します。



土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあるとも認められる区域。

- 急傾斜地の崩壊
 - ・傾斜度が30度以上で高さが5m以上の斜面
 - ・斜面の下端から高さの2倍(最大50m)
- 土石流
 - ・土石流の発生するおそれのある溪流において、土石流が堆積する区間で、勾配が2度以上の区域
- 地すべり
 - ・地すべりするおそれのある区域
 - ・地すべりのおそれのある区域下端から、区域と同じ長さの範囲(最大250m)

土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあるとも認められる区域。

- 国が定めた計算式に基づき、急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物の耐力を上回る区域

※地すべりの土砂災害特別警戒区域の調査及び指定は当面おこないません。

区域に指定される

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）では

島根県では平成26年度に土砂災害警戒区域の指定（一巡目）が完了しており、下記の施策等が実施されています。



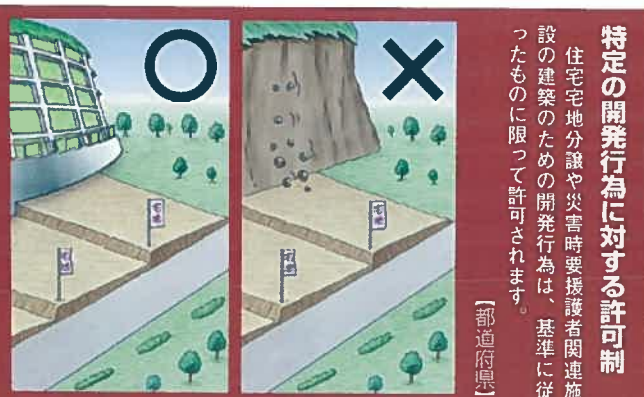
1. 市町村地域防災計画への記載
2. 要配慮者利用施設における警戒避難体制
3. ハザードマップによる周知の徹底
4. 宅地建物取引における措置

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）では

土砂災害から人命を守るため、土砂災害特別警戒区域では下記のとおりソフト対策が実施されます。

1. 特定の開発行為に対する許可制

特別警戒区域では、住宅宅地分譲や社会福祉施設、医療施設といった要配慮者利用施設の建築のための開発行為については、土砂災害を防止するために自ら施行しようとする対策工事の計画が、安全を確保するために必要な技術的基準に従っているものと島根県が判断した場合に限って許可されることになります。



2. 建築物の構造の規制

特別警戒区域では、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の損壊を防ぐため、急傾斜地の崩壊等に伴う土石等が建築物に及ぼす力に対して建築物の構造が安全なものとなるよう、居室を有する建築物については、建築確認の制度及び構造規制が適用される場合があります。



3. 建築物の移転勧告

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、その住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者、管理者または占有者に対し、特別警戒区域から安全な区域に移転する等の土砂災害の防止・軽減のための措置について、島根県知事が勧告することができることとなります。



4. 宅地建物取引における措置

特別警戒区域では、宅地建物取引業者は当該宅地又は建築物の売買等にあたり、特別警戒区域である旨、特定開発行為の制限や建築物の構造規制について重要事項説明を行うことが義務付けられます。

支援制度について

土砂災害特別警戒区域内で新築や増改築をする場合に、建築基準法に基づき壁の補強等を行うときは補助を受けられます。また、区域内にある住宅を安全な場所に移転する場合にも補助を受けることができます。

建築基準法に基づく壁の補強等を行う場合

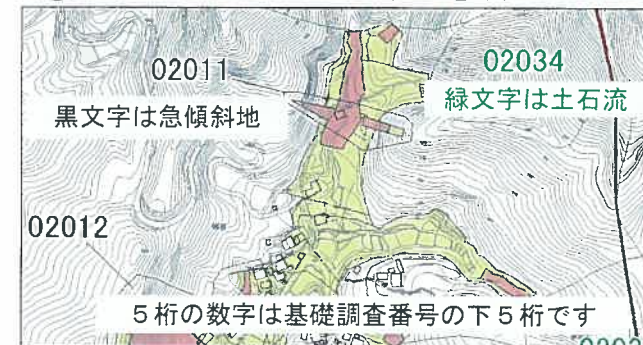
土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事

区域内の住宅を安全な場所に移転する場合

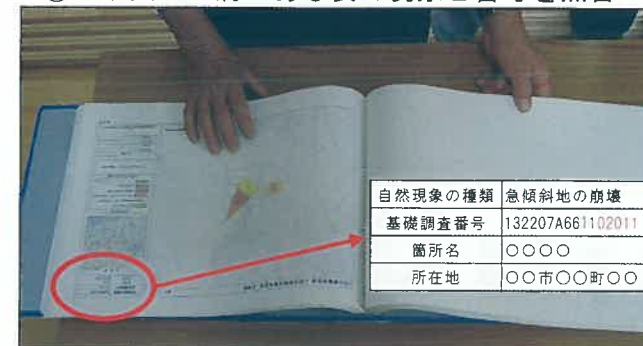
がけ地近接等危険住宅移転事業

指定区域の確認の仕方

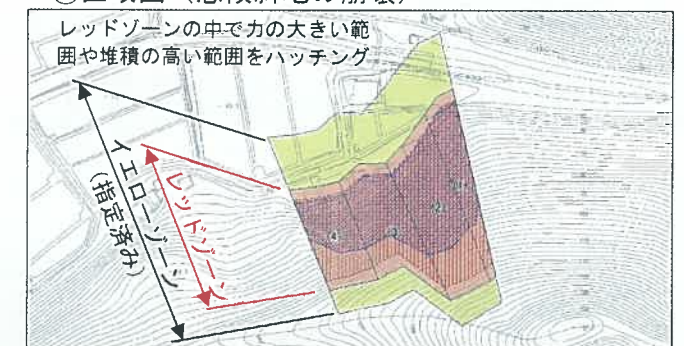
①大判図面で自宅の位置と番号を確認



②区域図の右肩にある表で現象と番号を照合



③区域図（急傾斜地の崩壊）



※島根県のホームページより

島根県トップページ

マップonしまね

土砂災害警戒区域/土砂災害特別警戒区

土砂災害特別警戒区域の基礎調査結果

津和野町の指定状況

島根県では、平成26年度に県内全域の土砂災害警戒区域の指定が完了しており、現在、特別警戒区域（レッドゾーン）の調査・指定を進めています。

指定及び通知箇所一覧

| 市町村名 | 旧町村名 | 土砂災害警戒区域 (指定済み数) | | | | 特別警戒区域 (指定予定数) | | |
|------|------|---------------------|------|------|-------|-------------------|-----|-----|
| | | 土石流 | 急傾斜 | 地すべり | 計 | 土石流 | 急傾斜 | 計 |
| | | 津和野町 | 津和野町 | 284 | 260 | 13 | 557 | 89 |
| 津和野町 | 日原町 | 237 | 233 | 8 | 478 | 89 | 236 | 325 |
| | 計 | 521 | 493 | 21 | 1,035 | 178 | 493 | 671 |